

消防用設備等定期点検業務委託契約書（案）

1. 業 務 名 消防用設備等定期点検業務（市内 6 保育所及び 2 認定こども園）

2. 点検施設の名称及び所在地

名称	所在地
片塩保育所	大和高田市旭北町4番34号
天満保育所	大和高田市大字吉井74番地2
みどり保育所	大和高田市曙町20番35号
浮孔保育所	大和高田市西三倉堂1丁目13番14号
磐園保育所	大和高田市大字有井108番地2
高田西保育所	大和高田市大字市場535番地1
高田こども園	大和高田市内本町11番22号
土庫こども園	大和高田市土庫1丁目10番19号

3. 点 検 期 間 自 契約締結日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

4. 点検業務の内容 年 2 回消防設備等の点検の資格を有する技術員による消防法施行規則第 3 1 条
の 6 第 1 項及び第 3 項に定める点検及び報告

5. 契 約 金 額 金 円（内消費税等 円）
〔 内訳 保育所 円（内消費税等 円）
こども園 円（内消費税等 円） 〕

上記の委託について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等
な立場における合意に基づいて、次に条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを
履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当時者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市
大和高田市長 堀 内 大 造

乙

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び別紙仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するにあたっては関係法令並びに一般財団法人建築保全センター発行の建築保全業務共通仕様書及び同解説（最新版）を遵守し実施する。

3 乙は点検業務（年2回実施 8月末までに機器点検を完了 3月末までに総合点検を完了）を、甲の指示に従い信義をもって誠実にこれを履行するものとする。

(資料の貸与)

第2条 委託業務の遂行に関し、甲が保有する資料は、乙からの資料借用書の提出をもって無償で貸与するものとする。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、乙の責任のもと修復しなければならない。委託業務完了後は、貸与資料の内容を確認し、速やかに返却しなければならない。なお、貸与資料については、履行期限内であっても市担当職員が返却を求めた場合は速やかにこれに応じなければならない。

(契約保証金の免除)

第3条 甲は、契約保証金を免除する。

(契約金額の支払方法)

第4条 乙は機器点検、総合点検の完了ごとに点検結果報告書を作成し、甲の承認を得たうえで、甲に対して請求を行うものとし、甲は乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(検査の結果報告)

第5条 乙は、機器点検、総合点検の完了ごとに、点検結果報告書を3部作成し、市担当職員の承認を得てから1部を奈良県広域消防組合へ提出し、その受領書を甲に提出し、残り2部は甲が保管する。

2 前項の報告書の提出の際に発生する手数料は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約により生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

(事故の処理)

第7条 万一火災その他により作動した場合、甲は遅滞なく通知し、乙は速やかに適切な処置を取るものとする。

(簡易な修理)

第8条 点検の結果、設備に不備と認められた箇所の修理は、甲に承認を得たものについて、その費用は別途支払う。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、業務の遂行により、第三者（園児、保護者及び保育施設従事者を含む。）及び物件等に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを解決し、その損害の賠償をするものとする。また、この場合において、乙はその内容を速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(遅延利息)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、年2.5%の割合を乗じて計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙から契約の解除の申入れがあった場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく業務の履行に着手しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に関し、不正の行為をしたと認められるとき。
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この契約書の条項に違反したとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第12条 甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下この条において同じ。）について、大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第13条 第11条各号及び前条の規定により契約を解除した場合、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償金)

第15条 前条各号のいずれかに該当するときは、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。